条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

令和3年

奈良市議会12月定例会

#### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例				
2 制定改廃の根拠達等 制定改廃の理由	・奈良市子どもセンター条例(令和3年奈良市条例第31号)  ・子どもセンターの設置に伴い、児童相談所等の業務に従事する職員については、児童の安全確保を最優先で行う業務の性質上、精神的負担が大きいだけでなく、身体的に危険が及ぶ可能性のある業務であり、給与上特別の考慮が必要とされるため。	4 制定改廃の概要	1 . 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条による改正)     一時保護所における保護児童の生活指導等のための勤務に係る宿日直手当の創設に伴い、宿日直手当の上限額を日額6,100円に引き上げる。  2 . 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正(第1条による改正)上記1に伴い、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬の上限額を日額6,100円に引き上げる。  3 . 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(第2条による改正)児童相談所等に勤務する職員で、児童の相談、調査、判定、指導及び一時保護等に従事した職員並びに一時保護児童の生活指導等に直接従事することを本務とする職員に対し、児童相談所等業務手当として日額1,000円以内を支給する。		
5 施行期日	令和4年4月1日	担当課	総合政策部 人事課		

#### 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条による改正)

現行	改正案
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円(</u> 執	第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、 <u>6,100円(</u> 執
務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当す	務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当す
る時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われ	る時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われ
る宿直勤務にあつては、 <u>6,600円</u> )を超えない範囲内において市長が規則で	る宿直勤務にあつては、 <u>9,150円</u> ) を超えない範囲内において市長が規則で
定める額を宿日直手当として支給する。	定める額を宿日直手当として支給する。
2 • 3 略	2 • 3 略

#### 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第1条による改正)

現行	改正案
(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)	(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)
第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤	第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤
務1回につき、 <u>4,400円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執	務 1 回につき、 <u>6,100円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執
務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退	務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退
庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>6,600円</u> )を超えない範	庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>9,150円</u> )を超えない範
囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給す	囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給す
<b>ప</b> .	<b>る</b> 。
2 • 3 略	2 • 3 略

#### 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表(第2条による改正)

現行	改正案
(手当の支給及び種類)	(手当の支給及び種類)
第2条 略	第2条略
2 手当の種類は、次のとおりとする。	2 手当の種類は、次のとおりとする。
(1)~ (15) 略	(1)~ (15) 略
	<u>(16)</u> <u>児童相談所等業務手当</u>
(防疫等業務手当)	(防疫等業務手当)
第18条 略	第18条 略
	<u>(児童相談所等業務手当)</u>
	第19条 児童相談所等業務手当は、児童又はその関係者と対面して相談等を
	行う職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める
	職員に支給する。
	2 前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定め
	<u>る。</u>
<u>第19条</u> ~ <u>第22条</u> 略	<u>第20条</u> ~ <u>第23条</u> 略

#### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号) ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第80号)	4 制定改廃 の概要	1. 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料等の改定(別表第76の5項から第76の9項まで関係) (1) 共同住宅に係る長期優良住宅の認定について、住戸単位での認定(区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組み)から住棟単位での認定(管理組合が一括して認定を受ける仕組み)に変更されたことに伴う手数料区分の見直し及び改定
3 制定改廃の理由	・長期優良住宅(長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅)の普及促進の観点から上記の法律改正が行われたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改定を行うもの。 ・認定長期優良住宅建築計画及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の整備を行うもの。		(2) 住宅性能表示制度(住宅の品質確保の促進等に関する法律)における登録住宅性能評価機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施できるようになったことにより、長期優良住宅の認定事務における審査項目が増加したことに伴う手数料区分の見直し及び改定  2. 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設(別表第76の10の2項関係)
			3. 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請 手数料の新設(別表第76の20項関係) 4. その他所要の文言整理
5 施行期日	公布の日、令和4年2月20日	所管部課	都市整備部 建築指導課

#### 奈良市手数料条例 新旧対照表

						改正案					
別表(第2条関係)					別表	別表(第2条関係)					
番号	名称	事務	, x	金額		番号	名称	事務	Z J	金額	
略	略	略		略		略	略	略		略	
76 C	長期優良住宅	新築住宅に係る	床面積の合計	次に掲げる区分		76の	長期優良住宅	新築住宅に係る	床面積の合計	次に掲げる区分	
5	建築等計画認	長期優良住宅の	が100平方メ	に応じ、それぞれ		5	建築等計画認	長期優良住宅の	が100平方メ	に応じ、それぞれ	
	定申請手数料	普及の促進に関	ートル以内の	1件につき次に定			定申請手数料	普及の促進に関	ートル以内の	1件につき次に定	
		する法律 (平成20	場合	める額				する法律 (平成20	場合	める額	
		年法律第87号) 第		ア <u>一戸建ての</u>				年法律第87号) 第		ア イに係るもの	
		5条第1項から <u>第</u>		住宅の場合 (イ				5条第1項から <u>第</u>		<u>以外の場合</u>	
		3項までの規定に		及びウに係るも				<u>5項</u> までの規定に			
		基づく長期優良		<u>のを除く。)</u>				基づく長期優良			
		住宅建築等計画		55,000円				住宅建築等計画		55,000円	
		の認定の申請に		イ <u>一戸建ての</u>				の認定の申請に		イ 住宅の品質	
		対する審査 (次項		住宅であって、				対する審査 (次項		確保の促進等	
		に規定する審査		住宅の品質確				に規定する審査		に関する法律	
		を除く。)		保の促進等に				を除く。)		(平成11年法	
				関する法律 (平						<u>律第81号) 第 6</u>	
				成11年法律第8						条の2第5項	
				1号) 第6条第						の規定により長	
				1項に規定す						期優良住宅の	
				る設計住宅性						普及の促進に	
				能評価書(市長						関する法律第	
				が定める基準						6 条第 1 項第	
				に適合しないも						1号に掲げる基	

現行	改正案
のを除く。)の	準に適合する
<u>のを除く。) の</u>   交付を受けた	とみなされる計
もの(以下この	画(以下この項
<u>項及び第76の</u>	
7項において「	の項において「
住宅性能評価	長期使用構造
適合住宅」とい	等確認計画」と
<u>う。)である場</u>	いう。)である
合(ウに係るも	場合
<u>のを除く。)</u>	
20,000円	16,000円
ウ 一戸建ての	
住宅であって、	
住宅の品質確	
保の促進等に	
関する法律第	
<u>5</u> 条第1項に	
規定する登録	
住宅性能評価	
機関のうち市	
長が定めるもの	
により、長期優	
良住宅の普及	
の促進に関す	

現行		改正案			
	<u>3 号及び第 6</u> 号を除く。) に				
	掲げる基準に				
	<u>適合すると認</u> められた計画(				
	以下この項及				
	び第76の7項				
	において「長期				
	使用構造等適				
	合計画」という				
	<u>。)である場合</u>				
	10,000円				
	工 共同住宅等				
	の場合(オ及び				
	力に係るものを				
	<u>除く。)</u> <u>アに</u>				
	掲げる額を申				
	請に係る住戸				
	数で除して得				
	た金額				
	オー共同住宅等				
	であって、住宅 、				
	性能評価適合 住宅である場				
	<u>住宅である場</u> <u>合(力に係るも</u>				
	のを除く。)				

現行	改正案
<u>る場合(ウに係</u>	
24,000円	19,000円
<u>ウ</u> 一戸建ての	
住宅であって、	
長期使用構造	
等適合計画で	
<u>ある場合</u>	
12,000円	
工。共同住宅等	
の場合(オ及び	
力に係るものを	
<u>除く。)</u> アに	
掲げる額を申	
請に係る住戸	
数で除して得	
<u>た金額</u>	
<u>才</u> 共同住宅等	
であって、住宅	
性能評価適合	
住宅である場	
合(カに係るも	
<u>のを除く。)</u>	
37,000円を申	
請に係る住戸	
数で除して得た	

現行	改正案
	以止条
<u>金額</u>	
カ 共同住宅等 カ カ 共同住宅等	
であって、長期	
使用構造等適	
合計画である	
<u>場合</u> ウに掲	
げる額を申請	
に係る住戸数	
で除して得た金	
<u>額</u>	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が200平方メに応じ、それぞれ	が200平方メに応じ、それぞれ
ートルを超え51件につき次に定	ートルを超え51件につき次に定
00平方メートめる額	00平方メートめる額
ル以内の場合 ア 一戸建ての	ル以内の場合 ア イに係るもの
住宅の場合(イ	以外の場合
及びウに係るも	<u> Эмт - жы</u>
のを除く。)	
119,000円	119,000円
イ 一戸建ての	
住宅であって、	世界 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
住宅性能評価	<u>である場合</u>
適合住宅であ	
る場合(ウに係	
るものを除く。)	
34,000円	

使用構造等適合計画である場合 クに掲げる区分 場合 クに掲げる区分 が500平方メに応じ、それぞれ 一トルを超え1 1 件につき次に定 ,000平方メに応じ、それぞれ ートルを超え1 1 件につき次に定 ,000平方メーめる鎖 トル以内の場 ア 一戸建ての 住宅の場合 (イ 及び少に係るものを除く。) 185,000円 イ 一戸建ての住宅である、のを除く。) 185,000円 イ 上野使用構造等確認計画である場合 (クに係 るものを除く。) 2 33,000円 ウ 一戸建ての	<u>合計画であ</u> <u>場合</u> ウに	
	で除して得力 類 床面積の合計次に掲げる区 が500平方メに応じ、それる ートルを超え11件につき次に ,000平方メー める額 トル以内の場ア 一戸建て 住宅の場合 及びウに係る のを除く。) 185,00 イ 一戸建て 住宅であった 住宅性能計 適合住宅である。 ものを除く。 3ものを除く。 53,00	(五)   (元)   (元

現行	改正案
	以 工术
等適合計画で	
<u>ある場合</u>	
26,000円	
工 共同住宅等	
の場合(オ及び	
力に係るものを	
<u>除く。)</u> アに	
掲げる額を申	
請に係る住戸	
数で除して得	
<u>た金額</u>	
<u>才</u> 共同住宅等	
であって、住宅	
性能評価適合	
住宅である場	
<u> </u>	
<u>ロ (メモル 3 6</u> のを除く。)	
99,000円を申	
請に係る住戸	
数で除して得た	
<u>金額</u>	
<u>力</u> 共同住宅等	
であって、長期	
使用構造等適	
合計画である	
場合 少に掲	

			成米田 7 100
現行		改正案	
	<u>げる額を申請</u> に係る住戸数		
	で除して得た金		
	<u>額</u>		
	末面積の合計次に掲げる区分		末面積の合計次に掲げる区分
	が1,000平方に応じ、それぞれ		が1,000平方に応じ、それぞれ
	メートルを超 1件につき次に定		メートルを超 1件につき次に定
	え3,000平方める額		え3,000平方める額
	メートル以内ア 一戸建ての		メートル以内ア <u>イに係るもの</u>
	の場合(一戸 住宅の場合(イ		の場合(一戸 <u>以外の場合</u>
<b>J</b>	建ての住宅に 及びウに係るも	<b>[</b> ]	<b>建ての住宅に</b>
į į	あっては、1,0 <u>のを除く。)</u>	ă	あっては、1,0
	00平方メート 359,000円		0平方メート 359,000円
	ルを超えるもイ 一戸建ての		レを超えるも / 長期使用構
	の) 住宅であって、		D) 造等確認計画
	住宅性能評価		<u>である場合</u>
	適合住宅であ		
	<u>る場合(ウに係</u>		
	るものを除く。)		
	89,000円		67,000円
	ウ 一戸建ての		
	住宅であって、		
	長期使用構造		
	等適合計画で		
	<u>ある場合</u>		
	36,000円		

現行	改正案
額	以此未
<u>鍛</u> 	
が3,000平方に応じ、それぞれ	が3,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超1件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
え5,000平方める額を申請に係	
メートル以内る住戸数で除し	メートル以内
の場合(一戸て得た金額	の場合 (一戸
建ての住宅をアーイ又はウに係	建ての住宅をアーイに係るもの
除く。) るもの以外の場	除く。)以外の場合
<u></u>	
636,000円	636,000円
イ・住宅性能評	長期使用構
価適合住宅で	造等確認計画
ある場合(ウに	である場合
係るものを除く	
<u>. )</u>	
311,000円	105,000円
<u>ウ</u> 長期使用構	
造等適合計画	
<u>である場合</u>	
64,000円	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が5,000平方に応じ、それぞれ	が5,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超 1件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
え10,000平方める額を申請に係	え10,000平方める額
メートル以内る住戸数で除し	メートル以内

rB.A.T.	北下去
現行	改正案
の場合(一戸 て得た金額	の場合(一戸
建ての住宅をア <u>イ又はウに係</u>	建ての住宅をア <u>イに係るもの</u>
除く。) <u>るもの以外の場</u>	除く。) <u>以外の場合</u>
1,088,000円	1,088,000円
イ 住宅性能評	イ 長期使用構
価適合住宅で	造等確認計画
ある場合(ウに	<u>である場合</u>
係るものを除く	
<u>. ) </u>	
477,000円	159,000円
<u>ウ</u> 長期使用構	
造等適合計画	
である場合	
107,000円	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が10,000平方に応じ、それぞれ	が10,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超1件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
え20,000平方める額を申請に係	え20,000平方める額
メートル以内る住戸数で除し	メートル以内
の場合(一戸て得た金額	の場合(一戸
建ての住宅をア イ又はウに係	建ての住宅をア <u>イに係るもの</u>
除く。) るもの以外の場	除く。) <u>以外の場合</u>
2,006,000円	2,006,000円
	イ・長期使用構

現行	改正案
価適合住宅で	造等確認計画
ある場合(ウに	<u>である場合</u>
係るものを除く	
<u>. )</u>	
864,000円	267,000円
造等適合計画	
である場合	
174,000円	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が20,000平方に応じ、それぞれ	が20,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超1件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
え30,000平方める額を申請に係	え30,000平方める額
メートル以内る住戸数で除し	メートル以内
の場合(一戸て得た金額	の場合(一戸
建ての住宅をア イ又はウに係	建ての住宅をアーイに係るもの
除く。) るもの以外の場	除く。) 以外の場合
<u></u>	
2,862,000円	2,862,000円
イ・住宅性能評	
価適合住宅で	
ある場合(ウに	である場合
係るものを除く	
<u> </u>	
1,177,000円	337,000円
	501,00011

現行	
造等適合計画	
<u>である場合</u>	
213,000円	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が30,000平方に応じ、それぞれ	が30,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超 1 件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
える場合(一める額を申請に係	える場合(一める額
戸建ての住宅る住戸数で除し	戸建ての住宅
を除く。) て得た金額	を除く。)
アイ又はウに係	アーイに係るもの
るもの以外の場	以外の場合
3,505,000円	3, 505, 000円
イ 住宅性能評 / T / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	イ・長期使用構
価適合住宅で	造等確認計画
ある場合(ウに	である場合
係るものを除く	
1,423,000円	382,000円
である場合	
既存住宅に係る床面積の合計次に掲げる区分	既存住宅に係る床面積の合計次に掲げる区分
長期優良住宅のが100平方メに応じ、それぞれ	長期優良住宅のが100平方メに応じ、それぞれ
普及の促進に関ートル以内の1件につき次に定	普及の促進に関ートル以内の1件につき次に定

		71	一
現行		改正案	
する法律第5条	場合める額	する法律第 5 条 場合	める額
第1項から <u>第3項</u>	ア 一戸建ての	第1項から <u>第5項</u>	ア <u>イに係るもの</u>
までの規定に基づ	住宅の場合 (イ	までの規定に基づ	<u>以外の場合</u>
く長期優良住宅	に係るものを除	く長期優良住宅	
建築等計画の認	<u>&lt;.)</u>	建築等計画の認	
定の申請に対す	79,000円	定の申請に対す	79,000円
る審査(次項に規	イ 一戸建ての	る審査(次項に規	イ 長期使用構
定する審査を除	住宅であって、	定する審査を除	造等確認計画
⟨ 。 )	長期使用構造	⟨. )	である場合
	等適合計画で		
	ある場合		
	13,000円		23,000円
	ウ 共同住宅等		
	の場合(エに係		
	るものを除く。)		
	アに掲げる額		
	を申請に係る住		
	戸数で除して得		
	た金額		
	工 共同住宅等		
	であって、長期		
	使用構造等適		
	合計画である		
	場合 イに掲		
	 げる額を申請		
	に係る住戸数		

mtp /	マーカー マーカー・マーカー・マーカー・マーカー・マーカー・マーカー・マーカー・
現行	改正案
<u>で除して得た金</u> 額	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が100平方メに応じ、それぞれ	が100平方メに応じ、それぞれ
ートルを超え2 1 件につき次に定	ートルを超え21件につき次に定
00平方メート める額	00平方メート める額
ル以内の場合 ア <u>一戸建ての</u>	ル以内の場合 ア <u>イに係るもの</u>
住宅の場合(イ	以外の場合
に係るものを除	
<u> </u>	
103,000円	103,000円
イ <u>一戸建ての</u>	イ 長期使用構
住宅であって、	造等確認計画
長期使用構造	である場合
等適合計画で	
<u>ある場合</u>	
16,000円	27,000円
<u>ウ</u> 共同住宅等	
の場合(エに係	
<u>るものを除く。)</u>	
<u>アに掲げる額</u>	
<u>を</u> 申請に係る住	
<u>戸数で除して得</u>	
<u>た金額</u>	
工 共同住宅等	
であって、長期	

現行	改正	
現行	大   宅等   長期   等適   ある   に掲   声数   大金   区分   でに定   での   さいでは、   で除   100円	床面積の合計 次に掲げる区分 が500平方メに応じ、それぞれ ートルを超え11件につき次に定 ,000平方メーめる額 トル以内の場 合 <u>ノに係るもの</u> 以外の場合 274,000円 イ 長期使用構
	ての って、 構造	

現行	改正案
37,000円	61,000円
	<u>01,000</u>
<u>ウ</u> 共同住宅等	
<u>の場合 (工に係</u>	
<u>るものを除く。)</u>	
<u>アに掲げる額</u>	
を申請に係る住	
戸数で除して得	
<u>た金額</u>	
工 共同住宅等	
であって、長期	
使用構造等適	
合計画である	
場合  場合  場合	
げる額を申請	
に係る住戸数	
で除して得た金	
額	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が1,000平方に応じ、それぞれ	が1,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超 1件につき次に定	メートルを超1件につき次に定
え3,000平方める額	え3,000平方める額
メートル以内ア 一戸建ての	メートル以内ア イに係るもの
の場合(一戸 住宅の場合(イ	の場合(一戸 以外の場合
建ての住宅に に係るものを除	建ての住宅に
あっては、1,0 <u>く。)</u>	あっては、1,0
00平方メート 534,000円	00平方メート 534,000円

現行	改正案
ルを超えるもイ 一戸建ての	ルを超えるもイ 長期使用構
の) 住宅であって、	の) 造等確認計画
長期使用構造	<u>である場合</u>
等適合計画で	
<u>ある場合</u>	
52,000円	99,000円
<u>ウ</u> 共同住宅等	
の場合(工に係	
るものを除く。)	
アに掲げる額	
を申請に係る住	
戸数で除して得	
<u>た金額</u>	
工 共同住宅等	
であって、長期	
使用構造等適	
合計画である	
<u>場合 イに掲</u>	
に係る住戸数	
で除して得た金	
<u>額</u>	
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が3,000平方に応じ、それぞれ	が3,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超次に定める額を申	メートルを超 1件につき次に定

現行	改正案
メートル以内で除して得た金額	メートル以内
の場合 (一戸ア イに係るもの	の場合 (一戸ア イに係るもの
建ての住宅を以外の場合	建ての住宅を以外の場合
除く。) 950,000円	除く。) 950,000円
イ 長期使用構	イ 長期使用構
造等適合計画	造等確認計画
である場合	である場合
94,000円	156,000円
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が5,000平方に応じ、それぞれ	が5,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超次に定める額を申	メートルを超 1件につき次に定
え10,000平方請に係る住戸数	え10,000平方 <u>める額</u>
メートル以内で除して得た金額	メートル以内
の場合 (一戸ア イに係るもの	の場合(一戸ア イに係るもの
建ての住宅を以外の場合	建ての住宅を以外の場合
除く。) 1,627,000円	除く。) 1,627,000円
イ 長期使用構	イ 長期使用構
<u>造</u> 等適合計画	造等確認計画
である場合	である場合
159,000円	236,000円
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が10,000平方に応じ、それぞれ	が10,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超次に定める額を申	メートルを超 1件につき次に定
え20,000平方請に係る住戸数	え20,000平方 <u>める額</u>
メートル以内で除して得た金額	メートル以内
の場合(一戸ア イに係るもの	の場合(一戸ア イに係るもの

現行	改正案
建ての住宅を 以外の場合	建ての住宅を 以外の場合
除く。) 3,004,000円	除く。) 3,004,000円
イ 長期使用構	イ 長期使用構
造等適合計画	造等確認計画
である場合	である場合
259,000円	398,000円
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が20,000平方に応じ、それぞれ	が20,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超次に定める額を申	メートルを超 1件につき次に定
え30,000平方請に係る住戸数	え30,000平方める額
メートル以内で除して得た金額	メートル以内
の場合 (一戸ア イに係るもの	の場合(一戸ア イに係るもの
建ての住宅を以外の場合	建ての住宅を以外の場合
除く。) 4,289,000円	除く。) 4,289,000円
イ 長期使用構	イ 長期使用構
造等適合計画	造等確認計画
である場合	である場合
318,000円	503,000円
床面積の合計次に掲げる区分	床面積の合計次に掲げる区分
が30,000平方に応じ、それぞれ	が30,000平方に応じ、それぞれ
メートルを超次に定める額を申	メートルを超 1件につき次に定
える場合(一請に係る住戸数	える場合 (一 <u>める額</u>
戸建ての住宅で除して得た金額	戸建ての住宅
を除く。) ア イに係るもの	を除く。) アイに係るもの
以外の場合	以外の場合
5, 253, 000円	5, 253, 000円

現行			改正案							
イ 長期使用構							イ 長期	月使用構		
				<u>造等適合計画</u>					造等確	[認計画
				である場合					である	場合
				339,000円					<u>57</u>	71,000円
76の	建築基準関係	長期優良住宅の普	及の促進に関	1件につき次に掲	76の	建築基準関係	長期優良住宅の普	<b>幹及の促進に関</b>	1件につ	き次に掲
6	規定適合審査	する法律第5条第	31項から <u>第3</u>	げる額を合算した	6	規定適合審査	する法律第5条第	第1項から <u>第5</u>	げる額を	合算した
	の申出を併せ	<u>項</u> までの規定に基	づく長期優良	額 (共同住宅等の		の申出を併せ	<u>項</u> までの規定に基	<b>生づく長期優良</b>	額	
	て行う長期優	住宅建築等計画の	認定の申請で	場合にあっては、		て行う長期優	住宅建築等計画の	)認定の申請で		
	良住宅建築等	あって、同法第6	条第2項の規	アに掲げる額とイ		良住宅建築等	あって、同法第6	6条第2項の規		
	計画認定申請	定に基づく当該長	:期優良住宅建	に掲げる額を合算		計画認定申請	定に基づく当該長	長期優良住宅建		
	手数料	築等計画に係る建	築基準法第6	した額を申請に係		手数料	築等計画に係る建	建築基準法第6		
		条第1項に規定す	る建築基準関	る住戸数で除し			条第1項に規定す	「る建築基準関		
		係規定に適合する	かどうかの審	て得た金額とを合			係規定に適合する	らかどうかの審		
		査の申出を併せて	·行うものに対	算した額)_			査の申出を併せて	て行うものに対		
		する審査		ア・イ 略			する審査		ア・イ	略
76の	長期優良住宅	新築住宅に係る	変更に係る床	1 件につき8,000	76の	長期優良住宅	新築住宅に係る	変更に係る床	1 件につ	き8,000
7	建築等計画変	長期優良住宅の	面積の合計が	円と次に掲げる額	7	建築等計画変	長期優良住宅の	面積の合計が	円と次に	掲げる額
	更認定申請手	普及の促進に関	100平方メー	を合算した額 <u>(共</u>		更認定申請手	普及の促進に関	100平方メー	を合算し	た額
	数料	する法律第8条	トル以内の場	同住宅等の場合		数料	する法律第8条	トル以内の場		
		第2項において準	合	にあっては、合算			第2項において準	合		
		用する同法第5		した額を申請に係			用する同法第5			
		条第1項から <u>第</u>		る住戸数で除し			条第1項から <u>第</u>			
		<u>3項</u> までの規定に		て得た金額)			<u>5項</u> までの規定に			
		基づく長期優良		ア 長期優良住			基づく長期優良		ア長期	明優良住
		住宅建築等計画		宅の普及の促			住宅建築等計画		宅の普	予及の促
		の変更の認定の		進に関する法			の変更の認定の		進に関	する法

					<b>以</b> 未由力 10
	現行	T	改正案	T	T
申請に	対する審	律第6条第1	申請に対する審		律第6条第1
査 (次項	頁に規定す	項第1号に係	査(次項に規定す		項第1号に係
る審査を	を除く。)	る変更(以下こ	る審査を除く。)		る変更(以下こ
		の項において「			の項において「
		第1号変更」と			第1号変更」と
		いう。) の場合			いう。) の場合
		( <u>イに係るもの</u>			(長期使用構
		及び長期使用			造等確認計画
		構造等適合計			
		画である場合			である場合
		を除く。)			を除く。)
		39,000円			39,000円
	1	住宅性能評			
		価適合住宅に			
		係る第1号変			
		更の場合 11,			
		000円 (一戸建			
		ての住宅の場			
		合にあっては、			
		3,000円)			
	ウ	_ 長期優良住			イ 長期優良住
		宅の普及の促			_ 宅の普及の促
		進に関する法			進に関する法
		律第6条第1			律第6条第1
		項第2号、 <u>第4</u>			項第2号、 <u>第5</u>
		号又は第5号			号又は第6号

現代 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
現行		改正案			
	に係る変更(以	に係る変更(以			
	下この項におい	下この項におい			
	て「第2号等変	て「第2号等変			
	更」という。)	更」という。)			
	の場合 (長期使	の場合			
	用構造等適合				
	計画である場				
	<u>合を除く。)</u>				
	6,000円	6,000円			
	工 長期優良住	<u>ウ</u> 長期優良住			
	宅の普及の促	宅の普及の促			
	進に関する法	進に関する法			
	律第6条第1	<b>本第 6 条第 1</b>			
	項第3号に係	項第3号に係			
	る変更 (以下	る変更(以下 <u>こ</u>			
		<u>の</u> 項において			
	第3号変更」と	第3号変更」と			
	いう。)の場合	いう。) の場合			
	2,000円	2,000円			
変更に係る	る床 1件につき10,000	変更に係る床 1 件につき10,000			
面積の合計	計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額			
100平方 2	メーを合算した額 <u>(共</u>	100平方メーを合算した額			
トルを超え	200同住宅等の場合	トルを超え200			
平方メー	トルにあっては、合算	平方メートル			
以内の場合	した額を申請に係	以内の場合			
	る住戸数で除し				

現行	
て得た金額)	
ア第1号変更	ア第1号変更
の場合 ( <u>イに係</u>	の場合 (長期使
<u>るもの及び長期</u>	用構造等確認
使用構造等適	計画
合計画である	である
	場合を除く。)
52,000円	52,000円
	32,000/ 1
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
更の場合 17,	
000円(一戸建	
ての住宅の場	
合にあっては、	
4,000円)	
	Atte of the ste
<u>ウ</u> 第2号等変	<u>イ</u> 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
7,000円	7,000円
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1件につき14,000	変更に係る床 1 件につき14,000

現行	改正案
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
200平方メーを合算した額 <u>(共</u>	200平方メーを合算した額
トルを超え500同住宅等の場合	トルを超え500
平方メートル にあっては、合算	平方メートル
以内の場合 した額を申請に係	以内の場合
る住戸数で除し	
て得た金額)	
ア第1号変更	ア第1号変更
の場合 ( <u>イに係</u>	の場合 (長期使
<u>るもの及び長期</u>	用構造等確認
使用構造等適	計画
<u>合計画</u> である	である
場合を除く。)	場合を除く。)
92,000円	92,000円
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
<u>更の場合</u> <u>36</u> ,	
000円(一戸建	
<u>ての住宅の場</u>	
合にあっては、	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	<u>イ</u> 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	

現行 改正案 場合を除く。) 10,000円 10,000円	
10.000円 10.000円 10.000円	
	0円
<u>工</u> 第3号変更 <u></u>	で 更
2,000円 2,000円 2,000円	0円
変更に係る床 1 件につき24,000 変更に係る床 1 件につき24,	000
面積の合計が円と次に掲げる額	5額
トルを超え1,0同住宅等の場合 トルを超え1,0	
00平方メートにあっては、合算 00平方メート	
ル以内の場合した額を申請に係	
る住戸数で除し	
<u>て得た金額)</u>	
ア第1号変更	で更
の場合 (イに係) の場合 (長期) の場合 (日本) のまる (日本) の	明使
	主認
	っる
143,000円 143,000円 143,000円	0円
D	
000円(一戸建	

坦仁	22.7.安
現行	改正案
合にあっては、	
11,000円)	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	<u>イ</u> 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
16,000円	16,000円
工 第 3 号変更	ウ 第 3 号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1件につき34,000	変更に係る床 1件につき34,000
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
1,000平方メを合算した額(共	1,000平方メを合算した額
ートルを超え3同住宅等の場合	ートルを超え3
,000平方メーにあっては、合算	,000平方メー
トル以内の場した額を申請に係	トル以内の場
合(一戸建てる住戸数で除し	合(一戸建て
の住宅の場合で得た金額)	の住宅の場合
にあっては、1ア 第 1 号変更	にあっては、1ア 第1号変更
,000平方メー の場合 (イに係	,000平方メー の場合 (長期使
トルを超えるるもの及び長期	トルを超える用構造等確認
もの) 使用構造等適	もの) 計画
合計画である	である
291,000円	291,000円

現行	改正案
	以此条
<u>1</u> <u>住宅性能評</u>	
個適合住宅に	
係る第1号変	
更の場合 116	
,000円 (一戸建	
ての住宅の場	
合にあっては、	
21,000円)	) http://
<u>ウ</u> 第 2 号等変	
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合 更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
31,000円	31,000円
工 第3号変更	
の場合	
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき62,000	変更に係る床 1件につき62,000
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
3,000平方メを合算した額 <u>を申</u>	3,000平方メを合算した額
ートルを超え5請に係る住戸数	ートルを超え5
,000平方メーで除して得た金額	,000平方メー
トル以内の場ア 第1号変更	トル以内の場ア 第1号変更
合 (一戸建て の場合 ( <u>イに係</u>	合 (一戸建て の場合 (長期使
の住宅を除く <u>るもの及び長期</u>	の住宅を除く 用構造等確認
。)    使用構造等適	。)計画

<b>期</b> 经	サエタ
現行	改正案
<u>合計画</u> である	である
場合を除く。)	場合を除く。)
530,000円	530,000円
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
更の場合	
205,000円	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	<u>イ</u> 第 2 号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
42,000円	42,000円
工 第3号変更	ウ 第 3 号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1件につき105,00	変更に係る床 1 件につき105,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
5,000平方メ額を合算した額	5,000平方メ額を合算した額
ートルを超え1を申請に係る住	ートルを超え1
0,000平方メ戸数で除して得	0,000平方メ
ートル以内のた金額	ートル以内の
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建ア 第1号変更
ての住宅を除 の場合 ( <u>イに係</u>	ての住宅を除の場合(長期使
く。)るもの及び長期	く。) 用構造等確認

現行	
使用構造等適	計画
<u>  合計画</u> である	<u> </u>
	場合を除く。)
928,000円	928,000円
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
更の場合	
317,000円	
更の場合(長期	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
52,000円	52,000円
<u>工</u> 第 3 号変更	<u>ウ</u> 第 3 号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき172,00	変更に係る床 1 件につき172,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
	10,000平方メ額を合算した額
ートルを超え2を申請に係る住	ートルを超え2
0,000平方メ戸数で除して得	0,000平方メ
ートル以内の た金額	ートル以内の
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建ア 第1号変更
ての住宅を除 の場合 ( <u>イに係</u>	ての住宅を除 の場合(長期使

現行	改正案
く。) <u>るもの及び長期</u>	く。) 用構造等確認
使用構造等適	計画
<u>合計画</u> である	である
場合を除く。)	場合を除く。)
1,737,000円	1,737,000円
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
更の場合	
596,000円	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	<u>イ</u> 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
94,000円	94,000円
工 第3号変更	<u>ウ</u> 第 3 号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき211,00	変更に係る床 1 件につき211,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
20,000平方メ額を合算した額	20,000平方メ額を合算した額
ートルを超え3を申請に係る住	ートルを超え3
0,000平方メ戸数で除して得	0,000平方メ
ートル以内の <u>た金額</u>	ートル以内の
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建ア 第1号変更

現行	改正案
ての住宅を除 の場合 (イに係	ての住宅を除 の場合(長期使
く。) <u>るもの及び長期</u>	く。) 用構造等確認
使用構造等適	計画
<u>合計画</u> である	
場合を除く。)	場合を除く。)
2,524,000円	2,524,000円
<u>イ</u> 住宅性能評	
価適合住宅に	
係る第1号変	
<u>更の場合</u>	
838,000円	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	<u>イ</u> 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
<u>場合を除く。)</u>	
125,000円	125,000円
工 第3号変更	<u>ウ</u> 第 3 号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき225,00	変更に係る床 1 件につき225,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
30,000平方メ 額を合算した額	30,000平方メ 額を合算した額
ートルを超えを申請に係る住	ートルを超え
る場合(一戸戸数で除して得	る場合(一戸
建ての住宅を <u>た金額</u>	建ての住宅を

現行	改正案
除く。) ア 第1号変更	除く。) ア 第1号変更
の場合 ( <u>イに係</u>	の場合(長期使
るもの及び長期	用構造等確認
使用構造等適	計画
<u>合計画</u> である	である
場合を除く。)	場合を除く。)
3,121,000円	3,121,000円
ー 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
更の場合	
1,039,000円	
<u>ウ</u> 第 2 号等変	イ第2号等変
更の場合(長期	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
	157.000
157,000円	157,000円
<u>工</u> 第 3 号変 更	
の場合	の場合
2,000円	2,000円
既存住宅に係る変更に係る床 1件につき11,000	既存住宅に係る変更に係る床 1件につき11,000
長期優良住宅の面積の合計が円と次に掲げる額	長期優良住宅の面積の合計が円と次に掲げる額
普及の促進に関100平方メーを合算した額(共	普及の促進に関100平方メーを合算した額
する法律第8条トル以内の場同住宅等の場合	する法律第8条トル以内の場
第2項において準合 にあっては、合算	第2項において準合

						投來 田 77 100
		, , dee , de ada , de			₹	
用する同治		した額を申請に係		用する同法第5		
条第1項点	から <u>第</u>	る住戸数で除し		条第1項から <u>第</u>		
3項までの	規定に	て得た金額)		<u>5項</u> までの規定に		
基づく長期	<b>朔優良</b>	ア 第1号変更		基づく長期優良		ア第1号変更
住宅建築等	<b>等計画</b>	の場合 (長期使		住宅建築等計画		の場合 ( <u>長期使</u>
の変更の詞	忍定の	用構造等適合		の変更の認定の		用構造等確認
申請に対す	する審	<u>計画</u> である場		申請に対する審		計画である場
査(次項に	規定す	合を除く。)		査(次項に規定す		合を除く。)
る審査を除	:<. )	56,000円		る審査を除く。)		56,000円
		イ 第2号等変				イ 第2号等変
		更の場合 <u>(長期</u>				更の場合
		使用構造等適				
		合計画である				
		場合を除く。)				
		9,000円				9,000円
		ウ 第3号変更				ウ 第3号変更
		の場合				の場合
		2,000円				2,000円
	変更に係る床	1件につき14,000			変更に係る床	1件につき14,000
		円と次に掲げる額				円と次に掲げる額
		を合算した額(共			100平方メー	
		同住宅等の場合			トルを超え200	
		にあっては、合算			平方メートル	
		した額を申請に係			以内の場合	
	511 1.5 M	る住戸数で除し			-> 11 <b>4</b> 12 /// II	
		て得た金額)				
1 1 1 1	I	<u> </u>	1 1 1	ĺ		

現行	改正案
	ア第1号変更
の場合 ( <u>長期使</u>	の場合 (長期使
用構造等適合	用構造等確認
<u>計画</u> である場	<u>計画</u> である場
76,000円	76,000円
イ 第2号等変	イ 第2号等変
更の場合(長期	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
11,000円	11,000円
ウ 第3号変更	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき21,000	変更に係る床 1 件につき21,000
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
200平方メーを合算した額(共	200平方メーを合算した額
トルを超え500同住宅等の場合	トルを超え500
平方メートルにあっては、合算	平方メートル
以内の場合 した額を申請に係	以内の場合
る住戸数で除し	
て得た金額)	
ア第1号変更	ア第1号変更
の場合 (長期使	の場合(長期使
用構造等適合	用構造等確認

明仁	北丁安
現行	改正案
<u>計画</u> である場	<u>計画</u> である場
合を除く。)	
136,000円	136,000円
イ 第2号等変	イ 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
16,000円	16,000円
ウ 第3号変更	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1件につき35,000	変更に係る床 1 件につき35,000
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
500平方メーを合算した額 (共	500平方メーを合算した額
トルを超え1,0同住宅等の場合	トルを超え1,0
00平方メートにあっては、合算	00平方メート
ル以内の場合した額を申請に係	ル以内の場合
る住戸数で除し	
て得た金額)_	
ア第1号変更	ア第1号変更
の場合 (長期使	の場合(長期使
用構造等適合	用構造等確認
計画である場	計画である場
合を除く。)	合を除く。)
213,000円	213,000円

現行	改正案
イ 第2号等変	イ第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	関の場合
合計画である	
場合を除く。)	
24,000円	24,000円
ウ 第 3 号変更	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき50,000	変更に係る床 1 件につき50,000
面積の合計が円と次に掲げる額	面積の合計が円と次に掲げる額
1,000平方メを合算した額(共	1,000平方メを合算した額
ートルを超え3同住宅等の場合	ートルを超え3
,000平方メー <u>にあっては、合算</u>	,000平方メー
トル以内の場した額を申請に係	トル以内の場
合(一戸建てる住戸数で除し	合(一戸建て
の住宅の場合 <u>て得た金額)</u>	の住宅の場合
にあっては、1ア 第1号変更	にあっては、1ア 第1号変更
,000平方メー の場合 ( <u>長期使</u>	,000平方メー の場合 (長期使
トルを超える 用構造等適合	トルを超える 用構造等確認
もの) <u>計画</u> である場	もの) 計画である場
合を除く。)	
435,000円	435,000円
イ 第2号等変	イ 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	

現行	改正案
合計画である	
<u>場合を除く。)</u>	
47,000円	47,000円
ウ 第3号変更	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき92,000	<del>                                     </del>
面積の合計が円と次に掲げる額	
3,000平方メを合算した額を申	
	7
,000平方メーで除して得た金額	7
	7
合(一戸建て)の場合(長期使	
	1
。) <u>計画</u> である場	
合を除く。)	合を除く。) 
793,000円	
イ 第2号等変	
	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
63,000円	63,000円
ウ 第3号変更	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円

r日 /	14. アク
現行	改正案
変更に係る床 1 件につき157,00	変更に係る床 1 件につき157,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
5,000平方メ額を合算した額	5,000平方メ額を合算した額
ートルを超え1を申請に係る住	ートルを超え1
0,000平方メ 戸数で除して得	0,000平方メ
ートル以内のた金額	ートル以内の
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建ア 第1号変更
ての住宅を除 の場合(長期使	ての住宅を除 の場合(長期使
く。) 用構造等適合	く。) 用構造等確認
<u>計画</u> である場	<u>計画</u> である場
	合を除く。)
1,390,000円	1,390,000円
イ 第2号等変	イ 第 2 号等変
更の場合(長期	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
78,000円	78,000円
	ウ 第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき257,00	変更に係る床 1件につき257,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
10,000平方メ額を合算した額	10,000平方メ額を合算した額
ートルを超え2を申請に係る住	ートルを超え2
0,000平方メ戸数で除して得	0,000平方メ

現行	改正案				
ートル以内のた金額	ートル以内の				
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建プ 第1号変更				
ての住宅を除 の場合(長期使	ての住宅を除 の場合(長期使				
く。)    用構造等適合	く。) 用構造等確認				
計画である場	<u>計画</u> である場				
合を除く。)					
2,604,000円	2,604,000円				
イ 第2号等変	イ第2号等変				
更の場合(長期	更の場合				
場合を除く。)					
141,000円	141,000円				
ウ第3号変更					
の場合	の場合				
2,000円	2,000円				
変更に係る床 1 件につき316,00	変更に係る床 1 件につき316,00				
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる				
20,000平方メ額を合算した額	20,000平方メ額を合算した額				
ートルを超え3を申請に係る住					
0,000平方メ戸数で除して得	0,000平方メ				
ートル以内のた金額	ートル以内の				
場合(一戸建ア 第1号変更	場合(一戸建ア 第1号変更				
ての住宅を除 の場合(長期使	ての住宅を除 の場合(長期使				
く。) 用構造等適合	く。) 用構造等確認				
<u>計画</u> である場	<u>計画</u> である場				

現行	改正案
合を除く。)	合を除く。)
3,783,000円	3,783,000円
イ 第2号等変	イ 第2号等変
更の場合 <u>(長期</u>	更の場合
使用構造等適	
合計画である	
場合を除く。)	
188,000円	188,000円
	ウ第3号変更
の場合	の場合
2,000円	2,000円
変更に係る床 1 件につき336,00	変更に係る床 1件につき336,00
面積の合計が0円と次に掲げる	面積の合計が0円と次に掲げる
30,000平方メ額を合算した額	30,000平方メ額を合算した額
ートルを超えを申請に係る住	ートルを超え
る場合(一戸戸数で除して得	る場合(一戸
建ての住宅をた金額	建ての住宅を
除く。) ア第1号変更	除く。) 第1号変更
の場合(長期使	の場合(長期使
用構造等適合	
	計画である場
4,679,000円	4,679,000円
イ第2号等変	1, 515, 6001 3 イ 第 2 号等変
更の場合(長期	更の場合

現行					改正案					
76 <i>0</i> .8	規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画変更認申請手数料	長期優良住宅の普 する法律第8条第 準用する同法での規定 優良住宅での規定 優良住主語での実等 定の申請において準 6条第2項の規定	第2項において 条第1項と 条第1項と を を を を を を を を を を を の は の は る の は る に る の は る る に る に る に る に る る に る る に る る に る る に る ら る に る に	アに掲げる額とイ に掲げる額を合算 した額を申請に係 る住戸数で除し て得た金額とを合 算した額)	7	3	規定の申して、日本では、大学の申出を、日本の申して、日本の主要を、日本の生を、日本の主要を、日本の生を、日を、日	長期優良住宅の普	野2年 ア2年 ア2年 ア2年 ア3年 ア3年 ア3年 ア3年 ア3年 ア3年 ア3年 ア3	
	)譲受人を決定 した場合にお ける認定を受		る審査 F及の促進に関 51項 長期優良住宅	】1 件につき 6,000円	<u> </u>	9	した場合にお ける認定を受		る審査 F及の促進に関 「1項 <u>又は第3</u> 「長期優良住宅	1 件につき 6,000円

		現行				改正案	
76の長期優良住宅略 略			76の	<b>万長期優良住宅略</b> 略略			
10	建築等計画の			10	建築等計画の		
	認定を受けた				認定を受けた		
	地位の承継の				地位の承継の		
	承認申請手数				承認申請手数		
	料				料		
				76の	認定長期優良	長期優良住宅の普及の促進に関	1件につき
				<u>10の</u>	住宅建築等計	する法律第18条第1項の規定に	160,000 円
				2	画に基づく建	基づく住宅の容積率に関する特	
					築に係る住宅	例の許可の申請に対する審査	
					の容積率の特		
					例許可申請手		
					<u>数料</u>		
略	略	略	略	略	略	略	略
76の	建築物エネル	略	略	76の	建築物エネル	略	略
19	ギー消費性能			19	ギー消費性能		
	基準適合認定				基準適合認定		
	申請手数料				申請手数料		
				76の	要除却認定マ	マンションの建替え等の円滑化	1件につき
				20	ンションの建	に関する法律(平成14年法律第	160,000 円
					替えに係る容	78号)第105条第1項の規定に基	
					積率の特例許	づく要除却認定マンションの建	
					可申請手数料	替えにより新たに建築されるマ	
						ンションに係る容積率の特例の	
						許可の申請に対する審査	
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

 $1\sim6$  略

7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築又は改築(以下「増築等」という。)の場合であって、<u>当該増築等に係る建築物について</u>基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算定する。

8~12 略

13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性 能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築等の場合であっ て、<u>当該増築等に係る建築物について</u>基準省令第1条第1項第1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切 に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係 る計算を要しない既存部分がある

\_\_\_ときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算 定する。

14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)(増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギ

備考

 $1\sim6$  略

7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築又は改築(以下「増築等」という。)の場合であって、 基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価でき

る方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない 部分について特別の算定方法によることが認められている ときは、当該既存部分の床

\_\_\_\_\_とさは、当該既仔部分の床 面積を除いた床面積)について算定する。

8~10 略

- 13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性 能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築等の場合であっ て、\_\_\_\_\_\_基準省令第1条第1項第1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切 に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等 を行わない部分について特別の算定方法によることが認められて いるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算 定する。
- 14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)(増築等の場合であって、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物

現行 改正案 一消費量に係る計算を要しない既存部分がある のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によること ときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積 が認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積 ) の2分の1について算定する。 ) の 2 分の 1 について算定する。 15 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向 15 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向 上計画の認定に係る建築物の部分の床面積(当該建築物が共同住 上計画の認定に係る建築物の部分の床面積 宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評 価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない ときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)(増築等の場合 であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1 項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能 を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費 量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の 床面積を除いた床面積)について算定する。 について算定する。 16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギ 16 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギ ー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加す 一消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加す る部分にあっては、当該増加する部分の床面積)(当該建築物が る部分にあっては、当該増加する部分の床面積) 共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性 能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定して いないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)(増築等 の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1 条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消 費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギ 一消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存 の2分の1について算定する。 部分の床面積を除いた床面積) の2分の1について算定する。

現行	改正案
17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基	17 第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基
準適合性認定に係る建築物の部分の床面積 <u>(当該建築物が共同住</u>	準適合性認定に係る建築物の部分の床面積
宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関	
する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評	
価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していない	
ときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)(増築等の場合	
であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1	
項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能	
を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費	
量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の	
<u>床面積を除いた床面積)</u> について算定する。	について算定する。
18~20 略	18~20 略

### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例								
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準の一部を改正する省令(令和3年厚生 労働省令第52号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等の一部を改正する省令(令和 3年厚生労働省令第55号)第16条によ る家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61 号)の一部改正	4 制定改廃 の概要	<ul> <li>1.電磁的記録について(目次、第50条関係)</li> <li>家庭的保育事業者等及びその職員は、書面で行う記録、作成等については、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加する。</li> <li>2.引用条文の整理(第7条関係)</li> </ul>						
3 制定改廃の理由	・上記の省令改正に伴い、業務の負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めることとするため。								
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課						

#### 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行 改正案

目次

第1章~第5章 略

第6章 雑則(第50条)

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪|第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪 問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第 1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条 第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適 正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後 も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第 120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。第3号において 同じ。)又は保育が継続的に提供されるよ う、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども 園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただ し、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難で あると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を 除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等に ついては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他) の乳児又は幼児に限る。以下この号 において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希 望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を 提供すること。

目次

第1章~第5章 略

第6章 雑則(第50条・第51条)

(保育所等との連携)

問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第15条第 1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条 第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適 正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後 も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第 120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育 をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよ う、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども 園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただ し、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難で あると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を 除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等に ついては、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児 (事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他 の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希 望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を 提供すること。

現行	改正案
2~5 略	2~5 略
第6章 雑則	第6章 雑則
	<u>(電磁的記録)</u>
	第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類
	するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄
	本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す
	<u>ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に</u>
	<u>おいて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについて</u>
	は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式
	その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で
	<u>あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により</u>
	<u>行うことができる。</u>
(委任)	(委任)
<u>第50条</u> 略	<u>第51条</u> 略

### 条例制定改廃調書

1 名称2 制定改の根の根の3 りりのの3 のの	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準・児童福祉法(昭和22年法律第164号)・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)・児童福祉法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第228号)  ・上記の政令改正により、令和4年4月より本市が児童相談所設置市となることに伴い、児童相談所設置市の事務として児童福祉施設に関する事務が奈良県から本市に移管されることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。		1 . 条例の構造について(第3条関係) 基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く。  2 . 本市の独自基準を定める。     ・子どもの最善の利益の考慮(第4条関係)     ・暴力団の排除(第5条関係)     ・食事の特例(第6条関係)     ・屋外遊戯場を保育所と同一敷地内に置くこと(第7条関係)     ・保育士の員数の算定に関する経過措置(附則第3条関係)  3 . 全部改正に伴う関係条例の文言整理(附則第4条から第6条まで関係) (1) 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第35号) (2) 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号) (3) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第36号)
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 児童相談所設置推進課

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(附則第4条による改正)

現行 改正案 (園舎及び園庭) (園舎及び園庭) 第7条 略 第7条 略 2 略 略 |3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項にお|3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項にお| - いて「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が「いて「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が 第15条第1項において読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び 第15条第1項においてその定めるところによるとされる幼保連携型認定こ 運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号。以下「児童 ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、 文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」 福祉施設条例」という。)第33条第8号ア、イ及びカ という。) 第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設の設 備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設 基準」という。)第32条第8号イ、口及びへに掲げる要件を満たすときは に掲げる要件を満たすときは 保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする 保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする 場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条│場合であって、幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替 に掲げる要件を満たすとき えて準用される児童福祉施設基準第32条第8号に掲げる要件を満たすとき 例第33条第8号 は、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 は、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4~7 略 4~7 略 (食事の提供方法の特例) (食事の提供方法の特例) |第11条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第15条第1項||第11条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第15条第1項 において読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条第1項 においてその定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園基準第 13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第11条第1項 の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に 対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入 対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入 する方法により行うことができる。 する方法により行うことができる。

(1)~(5) 略

(1)~(5) 略

現行	改正案

(児童福祉施設条例の準用)

|第15条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6||第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、 項、第9条、第11条から第12条の2まで、第14条(第4項ただし書を除く。)。 第18条、第19条、第33条第8号並びに第37条の規定は、幼保連携型認定こ ども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童 福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施 読み替えられる字句 読み替える字句 設条例の規定 第5条の見出し及び同 最低基準 設備運営基準 条第2項 最低基準 第5条第1項 奈良市幼保連携型認定 こども園の設備及び運 営に関する基準を定め る条例第1条に規定す る設備運営基準(以下 この条において「設備 |運営基準 | という。) 第6条第1項 入所している者 就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合 的な提供の推進に関す る法律第14条第6項に 規定する園児(以下「園 児」という。) 第6条第2項及び第14児童の 園児の 条第5項

#### (設備運営基準)

幼保連携型認定こども園基準第13条第1項(児童福祉施設基準第32条の2 (後段を除く。)を準用する部分を除く。)及び第2項の定めるところに よる。

	現行	
第 9 条第 1 項	<u>法</u>	就学前の子どもに関す
		る教育、保育等の総合
		的な提供の推進に関す
		る法律
第11条の見出し	入所した者	<u>園児</u>
第11条、第14条第 2 項	入所している者	<u>園児</u>
及び第3項並びに第19	9	
<u>条第1項</u>		
<u>第11条</u>	又は入所	又は入園
第12条 第12条	入所中の児童	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	当該園児
第12条の 2	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関す
		る教育、保育等の総合
		的な提供の推進に関す
		る法律第14条第1項に
		規定する園長( 以下「園
		長」という。 <u>)</u>
	入所中の児童等(法第	法第47条
	6条の2第1項に規定	
	する児童等をいう。以	
	下この条において同	
	じ。)に対し法第47条	
	第 1 項本文の規定によ	
	り親権を行う場合であ	
	って懲戒するとき又は	
	<u>同条</u>	

	現行		
	その児童等	園児	
<u>第14条第 1 項</u>	入所している者	保育を必要とする子ど	
		もに該当する園児	
	<u>第10条</u>	奈良市幼保連携型認定	
		こども園の設備及び運	
		営に関する基準を定め	
		る条例第15条第2項に	
		おいて読み替えて準用	
		<u>する第10条</u>	
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等	
<u>第18条</u>	利用者	<u> </u>	
第19条第1項		教育及び保育(満3歳	
		未満の園児について	
		は、その保育。以下同	
		じ。)並びに子育ての	
		<u>支援</u>	
第19条第 2 項	援助に関し、当該措置	教育及び保育並びに子	
	又は助産の実施、母子	育ての支援について、	
	保護の実施若しくは保		
	育の提供若しくは法第		
	24条第5項若しくは第		
	6項の規定による措置		
	<u>に係る</u>		
<u>第33条第 8 号</u>	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	
第33条第8号ア	耐火建築物(建築基準	建築基準法(昭和25年	
	法( 昭和25年法律第201	法律第201号 )第 2 条第	

								100
現行					改正	案		
号)第2条第9号の2	9号の2に規定する耐							
に規定する耐火建築物	<u>火建築物</u>							
をいう。以下この号に								
おいて同じ。)又は準								
耐火建築物(同条第 9								
号の3に規定する準耐								
火建築物をいい、同号								
口に該当するものを除								
く。)(保育室等を 3								
階以上に設ける建物に								
あっては、耐火建築物)								
第33条第8号イ 施設又は設備	<u>設備</u>							
第33条第8号ウ 施設及び設備	<u>設備</u>							
第33条第8号力 乳幼児	<u> </u>							
第37条 保育所の長	<u>園長</u>							
入所している乳幼児	<u>園児</u>							
	教育及び保育							
2 児童福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携		及び 2	<u>奈良市児</u>	量福祉施設の	設備及び運営	に関する基	準を定める条例	)(令和3

2 児童福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び 設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福 祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会 福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設 等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職 員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて 設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる 場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、 設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3 年奈良市条例第 号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こ ども園について準用する。

現行	改正案
職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の	
学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の	
設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員に	
ついては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に	
関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、	
設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替	
<u>えるものとする。</u>	

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表(附則第5条による改正)

(教育及び保育の内容)

第 9 条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第 6 条に基づき、第 9 条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第 6 条に基づき、 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定により主 務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育 の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び 保育所保育指針(奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定め る条例(平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。 第36条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づいたもので なければならない。

現行

#### 2 略

(児童福祉施設条例の準用)

|第13条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6|第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、 項、第11条、第12条、第14条(第1項及び第4項ただし書を除く。)、第 18条及び第19条の規定は、認定こども園について準用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施 設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 5 条の見出し	最低基準	認定要件に定める基準
第 5 条第 1 項	最低基準	奈良市幼保連携型認定
		こども園以外の認定こ
		ども園の認定の要件を
		定める条例(平成31年奈
		良市条例第14号。以下

改正案

(教育及び保育の内容)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定により主 務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育 の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び 保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚 生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第35条

に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づいたもので なければならない。

略

(設備運営基準)

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)第13条第1項(児 童福祉施設基準第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、 第32条の2(後段を除く。)及び第36条を準用する部分を除く。)の定め るところによる。

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3 年奈良市条例第 号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こ ども園以外の認定こども園について準用する。

現行			改正案
		「認定要件条例」とい	
		う。)第3条及び第4条	
		に規定する認定の要件	
		(以下「認定要件」とい	
		う。)に定める基準(以	
		下この条において「認定	
		要件に定める基準」とい	
		<u>う。)</u>	
<u>第5条第2項</u>	最低基準	認定要件に定める基準	
第 6 条第 1 項	入所している者	認定要件条例第 6 条第	
		1項に規定する園児(以	
		下「園児」という。)	
第6条第2項及び第	<u> 14 児童の</u>	園児の	
<u>条第5項</u>			
第 6 条第 4 項	<u>法</u>	就学前の子どもに関す	
		る教育、保育等の総合的	
		な提供の推進に関する	
		法律(平成18年法律第77	
		<u>号)</u>	
	<u>それぞれの施設</u>	認定こども園	
<u>第11条の見出し</u>	入所した者	<u> 園児</u>	
<u>第11条</u>	<u>又は入所</u>	又は入園	
第11条、第14条第 2	項 入所している者	<u> 園児</u>	
及び第3項並びに第	<u> 19</u>		
<u>条第 1 項</u>			
<u>第12条</u>	入所中の児童	<u>園児</u>	

現行			改正案
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>	
<u>第18条</u>	<u>利用者</u>	<u>園児</u>	
第19条第1項	<u>援助</u>	教育及び保育(満3歳未	
		満の園児については、そ	
		の保育。以下同じ。)並	
		<u>びに子育ての支援</u>	
第19条第 2 項	援助に関し、当該措	教育及び保育並びに子	
	置又は助産の実施、	育ての支援について、	
	母子保護の実施若し		
	くは保育の提供若し		
	くは法第24条第5項		
	若しくは第6項の規		
	定による措置に係る		

### 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(附則第6条による改正)

現行	改正案
(保育の内容)	(保育の内容)
第26条 家庭的保育事業者は、奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する	第26条 家庭的保育事業者は、 <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(</u> 昭
基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号)第36条に規定する厚生労	和23年厚生省令第63号)第35条 に規定する厚生労
働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する	働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する
乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び週	<b>運営の基準等に</b>	関する条例
<ul><li>2 制定改廃の根拠法令、関係通達等</li><li>3 制定改廃の理由</li></ul>	・児童福祉法(昭和22年法律第164号) ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等 の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24年厚生労働省令第16号) ・児童福祉法施行令の一部を改正する政令 (令和3年政令第228号) ・上記の政令改正により、令和4年4月より 本市が児童相談所設置市となることに伴 い、障害児入所施設等に関する事務が奈良 県から本市に移管されることから、人員、 設備及び運営に関する基準等を定めるも の。	4 制定改廃の概要	1.条例の構造について(第3条関係) 本市の独自基準を明確にし、事務の簡素化を図る観点から、基 準省令どおりの基準とする部分に関しては基準省令を引用する構 造とする。  2.本市の独自基準(第4条から第12条まで関係) (1)暴力団の排除 (2)管理者の特例 (3)設備の特例 (4)食事の特例 (5)勤務体制の確保等の特例 (6)非常災害対策の特例 (7)衛生管理の特例 (8)その他所要の特例
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	<ul> <li>・健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和3年政令第222号)</li> <li>・国民健康保険条例参考例の送付について (令和3年8月11日付厚生労働省保険局 国民健康保険課事務連絡)</li> </ul>	4 制定改廃 の概要	1.出産育児一時金の基本額を40万4千円から40万8千円に引き上げる。(第5条関係) 現 行 40万4千円+加算額1万6千円=総額42万円 改正後 40万8千円+加算額1万2千円=総額42万円
3 制定改廃の理由	・産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられる。これに伴い、総額42万円の支給額を維持するため、出産育児一時金の基本額を引き上げるもの。		
5 施行期日	令和4年1月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

### 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案				
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)				
第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に	第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に				
対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、市長が健康	対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、市長が健康				
保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があ	保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があ				
ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない	ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない				
範囲内で市長が定める額を加算するものとする。	範囲内で市長が定める額を加算するものとする。				
2 略	2 略				

### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け	ナ入れる特定非	営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1.特定非営利活動法人チョウタリィの会が登録の更新を行わないため、別表から削る。(別表関係)
3 制定改廃の理由	・平成28年度に登録した団体の更新時期が 到来したことにより、別表に規定されている法人の構成に変更があったため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

議案番号 1111

### 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

	現行				改正案			
別表	₹			別ā	別表			
	名称		控除対象となる寄附金の 支出の期間		名称		控除対象となる寄附金の 支出の期間	
	略	略	略	j	略	略	略	
	特定非営利活動法人近畿 介助犬協会	略	略		特定非営利活動法人近畿 介助犬協会	略	略	
	<u>特定非営利活動法人チョ</u> <u>ウタリィの会</u>		平成28年1月1日から令 和3年9月30日まで					

### 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する剣	条例	
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	<ul> <li>1.奈良市伏見地域ふれあい会館及び奈良市明治地域ふれあい会館を新設する。(第2条関係)</li> <li>2.奈良市伏見地域ふれあい会館及び奈良市明治地域ふれあい会館の利用料金の上限額を設定する。(別表関係)</li> <li>3.南部公民館明治分館を廃止する。(附則第2項による奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)の一部改正)</li> </ul>
3 制定改廃の理由	・伏見地区に地域ふれあい会館を新設するとともに、南部公民館明治分館を地域ふれあい会館へと移行し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため。		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課、教育部 地域教育課

### 奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

	現行				3	<b>火正案</b>	
(名称及び位置)			(	(名称及び位置)			
2条 会館の名称及で	び位置は、次のとお	りとする。	第 2	2条 会館の名称	及び位置は、次	のとおりとす	る。
名称		位置		名	称		位置
略	略			略	E	佫	
奈良市佐保地域ふれ	いあい会館 略			奈良市佐保地域	ふれあい会館 🖽	佫	
				<u>奈良市伏見地域</u>	<u> ふれあい会館</u>	奈良市菅原東	一丁目21番21号
				<u>奈良市明治地域</u>	<u> ふれあい会館</u>	奈良市北永井	町508番地の 2
長(第4条関係)			別表	長(第4条関係)			
	区分	利用料金(1時間当た			区分		利用料金(1時間当た
<u> </u>		IJ)	ļ	四月			IJ)
		円					円
略	略	略		略	略		略
略	略	略		略	略		略
奈良市佐保地域ふれ	こあい会略	略		奈良市佐保地域	ふれあい会略		略
館				館			
			ļ	奈良市伏見地域			<u>180</u>
			ļ	<u>館</u>	<u>中会</u>		<u>550</u>
				<del></del>	大会		950
				奈良市明治地域 综			<u>170</u>
				<u>館</u>	<u>和室</u>		<u>180</u>
					会議		<u>660</u>
					会議	<u> 至                                   </u>	<u>390</u>

### 奈良市公民館条例 新旧対照表(附則第2項による改正)

現行				改正案			
(設置)				(設置)			
第2条略				第2条略			
2	前項の公民館に次のとおり分館を設置する。			2	前項の公民館に次のとおり分館を設置する。		
	名称	位置			名称	位置	
	略	略			略	略	
	南部公民館東九条分館	略			南部公民館東九条分館	略	
	南部公民館明治分館	奈良市北永井町508番地の 2					
	田原公民館横田分館	略			田原公民館横田分館	略	
	略	略			略	略	